四街道市歴史広場の設置及び管理に関する条例(案)について

第1 背景

現在、市教育委員会で管理している堀込城跡広場、物井古墳広場、古屋 城跡広場について、郷土の歴史及び文化に対する市民の理解と関心を深め、 又、利用者の広場の利便性を図るため、施設管理のルールとして、「四街道 市歴史広場の設置及び管理に関する条例」を制定するものです。

第2 条例制定の趣旨

地方自治法第244条の2第1項には、「…公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。」と定められていることから、歴史広場(堀込城跡広場、物井古墳広場、古屋城跡広場)の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものです。

(参考)

地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別 の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条 例でこれを定めなければならない。

第3 条例の概要

1 趣旨

地方自治法第244条の2第1項の規定に基づく歴史広場の設置及び管理に関し必要な事項を定めます。

2 名称及び位置

歴史広場の名称及び位置を定めます。

- ・堀込城跡広場 四街道市美しが丘1丁目21番地
- ・物井古墳広場 四街道市もねの里2丁目29番2
- ・古屋城跡広場 四街道市もねの里4丁目23番6

3 利用の許可等

歴史広場において、教育委員会の許可を受けなければならない行為について定めます。

- ・募金、署名活動その他これらに類する行為
- ・露店、行商その他これらに類する行為
- ・業としての写真又は映画の撮影
- ・展示会、集会その他これらに類する催し

4 許可の取消し等

教育委員会が、許可を受けた者(利用者)が条例に違反したとき等において、許可を取り消し、又は許可に係る利用を中止させることができることを定めます。

5 行為の禁止

歴史広場において、行ってはいけない行為について定めます。

- 歴史広場の損傷、汚損
- ・竹木の伐採、植物採取
- ・土地の形質変更
- 島獣類の捕獲又は殺傷
- ・張り紙若しくは張り札又は広告の表示
- ・立ち入り禁止区域への立ち入り
- ・歴史広場の用途外使用
- ・その他歴史広場の保全及び管理に支障のある行為

四街道市歴史広場の設置及び管理に関する条例施行規則(案)について

第1 背景

現在、市教育委員会で管理している、堀込城跡広場、物井古墳広場、古屋城跡広場における「四街道市歴史広場の設置及び管理に関する条例」の制定に伴い、歴史広場の許可を受けようとする者に対して、必要な事項を定めるため、「四街道市歴史広場の設置及び管理に関する条例施行規則」を制定するものです。

第2 条例施行規則制定の趣旨

歴史広場(堀込城跡広場、物井古墳広場、古屋城跡広場)の設置及び管理に関する条例の施行について、必要な事項を定めるのが趣旨です。

第3 条例施行規則の概要

1 利用の申請

歴史広場において条例に規定する許可を受けようとする者が、提出しなければならない事項について定めます。

- ○申請書(歴史広場利用許可申請書)
 - ・記載事項(目的・内容・期間・場所等)
 - ・添付書類(利用計画書 等)

2 利用の許可

1において申請書の提出を受けたとき、教育委員会が、審査し、適当と認めた場合は、許可書を交付することについて定めます。